

本会では、学校給食における地産地消を推進する観点から、取扱食材については、先ず福岡県産(重量ベースで約80%)、次いで九州産、国内産、どうしても安定供給できないものについては、輸入品での調達を基本としております。

今度の福島第一原発事故により、放射性物質の食品汚染が心配される状況を踏まえ、平成23年度2学期から、食材の安全確保と正確な情報を提供するため、国内産のうち、注記に記載した検査対象物資について、国が定めた基準に準じて、放射性物質検査をいたしました。

放射性セシウムの検査結果は下記のとおりでした。

食品の放射性物質検査結果(No.36 平成27年 4月22日) ※検査結果の表示は、厚生労働省の通知(H.23.9.29)に準じたものとする。

品名	原材料の産地及び製造工場所在地等	検査結果 (Bq/kg)		備考
		セシウム-134	セシウム-137	
#おろし生にんにく 290g(チューブ)	岩手	<5	<5	基準値以下
#レーズン	千葉	<5	<5	基準値以下
◆あわせみそ750g(県産大豆使用)	栃木	<5	<5	基準値以下
#おろし生しょうが 1Kg	埼玉	<5	<5	基準値以下
◆1番 板こんにゃく(5枚入)1kg	群馬	<5	<5	基準値以下
#クッキングチーズ 4mm 500g	神奈川	<5	<5	基準値以下
◆チーズパウダー 500g	埼玉	<5	<5	基準値以下
#ローストアーモンドスライス	茨城	<5	<5	基準値以下
◆黄桃角切レトルト1kg(輸入)	山形	<5	<5	基準値以下
◆りんご角切レトルト 1kg	山形、青森	<5	<5	基準値以下
◆青じそドレッシング10g	茨城	<5	<5	基準値以下
◆野沢菜漬 500g	群馬、神奈川、新潟、長野	<5	<5	基準値以下
トマトピューレ 1kg	長野	<5	<5	基準値以下
うまかつ十(てん) 13g	茨城、神奈川	<5	<5	基準値以下
はちみつ1kg	神奈川	<5	<5	基準値以下
#プロセスチーズ 200g	神奈川	<5	<5	基準値以下
#みかん・オレンジMixジュース125cc	山梨	<5	<5	基準値以下
#ラックミー調整豆乳 200ml	静岡	<5	<5	基準値以下
#食べるジョア アロエ90g	静岡	<5	<5	基準値以下
#20gスライスチーズ	長野	<5	<5	基準値以下
#6g ユニソーヤマーガリン(純植)	埼玉	<5	<5	基準値以下
◆15g ピーナッツクリーム	栃木	<5	<5	基準値以下
豆ぱんじゃん 330g	茨城、栃木、千葉、岩手	<5	<5	基準値以下
一食スルメ(カムチャン)4g	青森	<5	<5	基準値以下

品名	原材料の産地及び製造工場所在地等	検査結果 (Bq/kg)		備考
		セシウム-134	セシウム-137	
ロングスパゲティ	群馬	<5	<5	基準値以下
ハーフスパゲティ	神奈川	<5	<5	基準値以下
サフランライスの素500g	神奈川	<5	<5	基準値以下
菜の花ふりかけ2.5g	千葉、埼玉	<5	<5	基準値以下
#クリームヨーグルトミックス80g	青森、秋田、山形、長野	<5	<5	基準値以下
#ファイバーヨーグルト 80g	群馬、埼玉	<5	<5	基準値以下
#カスタードプリン(ヨーク)70g	茨城、栃木、群馬	<5	<5	基準値以下
◆8g トマト&あらびきマスタード	神奈川	<5	<5	基準値以下
◆ノンオイル柑橘ドレッシング300ml	千葉	<5	<5	基準値以下
☆はんぺんおわん種 (白)	千葉、神奈川、岩手、青森、新潟、長野、山梨	<5	<5	基準値以下

注記1 検査方法;ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法。単位 Bq/kg (ベクレル/kg)

2 検出限界値:5Bq/kg (ベクレル/kg)。

3 検査項目の全てが検出限界値未満、あるいは厚生労働省が定める基準値以下の場合は、「基準値以下」とする。万一、検査項目において基準値を超えるものがあつた場合、直ちに取り扱いを中止する。

4 加工品については、「一般食品(100Bq/kg)」を適用することとなっている。

5 検査対象は平成24年3月12日に原子力災害対策本部が出した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の過去に複数品目で出荷制限の対象となつた自治体(福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)及び過去に単一品目で出荷制限指示の対象となつた自治体及び出荷制限対象自治体の隣接自治体(青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)で生産された食品を原料とする物資、あるいはこれらの対象自治体にある加工工場で製造された物資及びその他必要性がある物資とした。

6 原料産地及び製造工場所在地はメーカーより提出された資料に基づく。

食品に含まれる放射性セシウムに関する「規格基準」

対象	放射性セシウム
飲料水	10Bq(ベクレル)/kg
牛乳	50Bq(ベクレル)/kg
一般食品	100Bq(ベクレル)/kg
乳児用食品	50Bq(ベクレル)/kg